

**宮城県議会議会改革推進会議
最終報告書**

平成30年11月

宮城県議会議会改革推進会議

目 次

1	議会改革推進会議の位置付け	1
2	今期の推進会議の検討の経緯及び検討項目	1
3	検討結果（方向性が示された事項）	
	■検討項目 1 議会におけるICT活用の可能性	1
	■検討項目 2 議会基本条例に基づく取組	3
	■検討項目 3 大学との連携	5
4	終わりに	6

資料編

[資料1]	宮城県議会議会改革推進会議運営要綱	7
	(参考) これまでの議会改革に関する検討状況	9
[資料2]	宮城県議会議会改革推進会議委員名簿	10
[資料3]	議会改革推進会議の検討経過	11
[資料4]	各会派から提案のあった議会改革推進会議における検討項目	13

1 議会改革推進会議の位置付け

議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）は、平成21年6月に宮城県議会基本条例が制定されたことに伴い、議会改革を継続的に推進するため、地方自治法第100条第12項及び宮城県議会会議規則第129条第1項に規定する「協議等の場」として平成21年7月10日に設置され、議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行っている。〔資料1〕〔資料2〕

2 今期の推進会議の検討の経緯及び検討項目

今期の推進会議は、平成29年12月11日に委員指名後初めての会議が招集されてから、平成30年10月18日までの期間中、合計12回にわたり会議を開催し、委員間討議を重ねた。〔資料3〕

検討項目については、各会派から提出された案を委員間討議で審議した結果、平成30年3月2日の会議では、「議会におけるICT活用の可能性」と「議会基本条例に基づく取組」の2点を検討項目とすることにした。

さらに、平成30年6月19日の会議で「大学との連携」の1点を追加し、合計3点を今期の検討項目とした。〔資料4〕

3 検討結果（方向性が示された事項）

委員間討議では、「議会におけるICT活用の可能性」、「議会基本条例に基づく取組」及び「大学との連携」の3点の検討項目に関して様々な意見が出されたが、全会派において合意に至った次の事項について、今回、最終報告書として取りまとめを行ったものである。

■ 検討項目1 議会におけるICT活用の可能性

(1) 議会配布資料の保管状況及びペーパーレス化が可能な資料等について

① 現状と課題

イ 各会派での議会配布資料の保管の現状

本県議会では、議会定例会及び常任委員会等で配布される資料（以下、「議会配布資料」という。）は、膨大な量があり、各会派においては、保管場所の確保と管理に苦慮している状態である。

また、各会派において議会配布資料は、毎年もしくは、ある一定期間保管した後大量に廃棄処分しているのが現状である。

ロ 議会配布資料の閲覧及び電子データ化(ペーパーレス化)に関する現状

現在、本県議会定例会や予算特別委員会等の各種会議録は、各議員及び関係者に紙で配布されているほか、電子データ化されており、インターネット上の「会議録検索システム」により閲覧可能である。

一方で、各種会議録以外の議案書や予算関係資料を含む議会配布資料は、紙のみで配布されており、電子データ化されておらず、パソコン上での閲覧はできないのが現状である。

② 方向性(ペーパーレス化推進の手法)

上記①の現状と課題を踏まえ、議会配布資料の保管場所の確保及び資源保護(紙資源の大量廃棄の抑制)の観点から「できるところから」を前提とし、ペーパーレス化の取組を進めていくべきとの結論に至った。

イ 「紙での配布が必要」または「紙での配布が不要」な議会配布資料の特定

議会配布資料のうち、本議会や常任委員会、予算特別委員会等の審議に必要な資料など、全議員に「紙での配布が必要」な、ペーパーレス化になじまない資料について特定していくとの結論に至った。

それと同時に、常任委員会で配布されるパンフレットなどの参考資料のような、全議員への「紙での配布が不要な資料」を個別に検討の上で、特定していくとの結論に至った。

ロ 議会配布資料の配布部数の見直し

常任委員会配布資料について、各会派への配布部数の削減が可能な資料の洗い出しをしていくことや、既に電子データ化されている会議録などの資料については、配布部数や配布対象の見直しを検討するという結論に至った。

ハ 議会配布資料の電子化の推進

(イ) パソコン上での電子データの閲覧

議会配布資料の電子化に当たっては、議会イントラネットシステム等の通信環境の整備を進めながら、できるところから順次、議会配布資料の電子データをイントラネット上に格納し、議員各自のパソコン上で常時閲覧可能となるよう、ペーパーレス化の取組を推進していくという結論に至った。

(ロ) 完全ペーパーレス化に関する検討

議会配布資料に関して、完全ペーパーレス化を図るには、議会定例会及び常任委員会等の審議の場で使用するタブレット端末等のハード面の整備が必要となってくるが、委員間討議において、タブレット端末の導入は、時期尚早という方向性が確認された。

(2) 既存の議会 I C Tシステム（議会イントラネットシステム）の利用環境について

① 現状と課題

現在の議会イントラネットは、サーバーへのアクセスが集中する場合などに、通信速度が遅くなり、パソコンの動作が不安定な状態になる。

その要因としては、議会イントラネットシステムを構成する通信機器が古いということがあげられる。

② 方向性（議会イントラネットシステムの改善手法）

上記①の現状と課題を踏まえ、議会イントラネットシステムについては、利用環境や将来の維持管理負担などを総合的に考慮し、可能なところから次の事項を検討していくべきであるとの結論に至った。

イ 通信速度の向上

通信速度の向上を図るため、アクセスポイント・無線LAN等の通信設備の整備を進めていくべきであるとの結論に至った。

ロ 議会イントラネットシステムの改善・利便性の向上

議会イントラネットシステムの利便性の向上を図るため、トップページへの検索エンジンの追加や、全体のデザイン変更などの改善を行うべきであるとの結論に至った。

■ 検討項目 2 議会基本条例に基づく取組

～議員提案条例に基づき策定された基本計画の改定時などに、より議会の意見を反映させるための仕組の構築～

(1) 仕組の構築の必要性和これまでの経緯

議員提案条例に基づき県が策定した計画については、議会として継続的に関わっていくことが望ましいことから、計画の策定・改定に当たっては、議会としての意見をより反映させるための仕組が必要である。

このため、議員提案条例に基づき策定する次期計画に、議会の意見をより反映させるための仕組の内容について検討を行った。

(2) 仕組の内容

① 議員提案条例に基づき県が策定する計画案の審議を行う組織

次期計画案の審議を行う組織は、当初、特別委員会を想定した案が提出されたが、委員間討議の結果、当該計画を所管する常任委員会で試行的に行うべきであるとの結論に至った。

② 常任委員会での集中審議の実施

上記①の常任委員会における審議方法は、執行部からの次期計画案の報告を受け、特に必要と判断される計画案については、別途集中審議を行うという結論に至った。

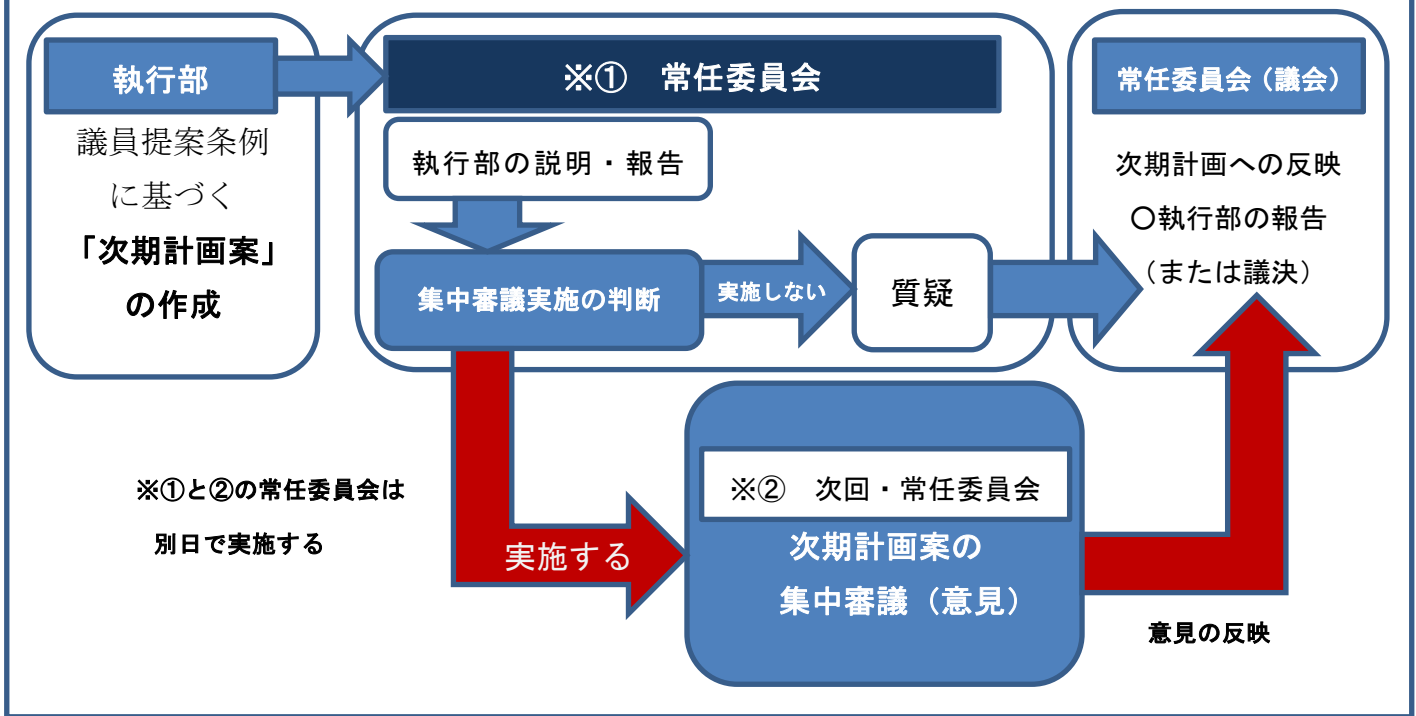
また、集中審議の必要がないと判断される計画案については、これまでどおり所管の常任委員会で質疑を行う方法とする。

なお、集中審議の方法等の詳細については、今後、常任委員長会議等において別途検討するとの方向性を確認した。

③ 今後の常任委員会での審議の方向性

上記②の取組の試行後に、運営上で見直しが必要となった場合には、常任委員会以外の組織での審議も含めて検討するという結論に至った。

【 常任委員会での審議のイメージ図 】



■ 検討項目 3 大学との連携

(1) 地域の大学との連携の必要性とこれまでの経緯

専門的知識・知見を有する大学と共に、さまざまな取組を実施することは、議会活動の活性化や、より県民に開かれた議会になることが期待される。

本県議会と地域の大学との間で連携協定を締結することの是非について、他道県（北海道・徳島県）の先行事例を示した上で、検討を行ったものである。

(2) 取組の内容

① 包括連携協定の締結について

地域の大学との包括連携協定の締結については、積極的に取り組んでいくべきという結論に至った。

② 包括連携協定締結の方向性

協定の締結の在り方については、他県の先進事例（取組内容）を調査した上で検討していくという結論に至った。

また、実施する具体的な取組の内容については、協定締結後に検討することとし、協定締結後も、必要な取組があれば追加するなど、柔軟な運用を進めていくべきという結論に至った。

③ その他

協定締結の相手方大学の選定や、具体的な協定内容やスケジュールなどの詳細については、今後、議会事務局で調整していくべきという結論に至った。

4 終わりに

今期の推進会議は、議会におけるICTの活用の可能性のほか、2つの検討項目について討議を重ねてきた。

ICTの活用については、議会イントラネットの改修とともに、議会配布資料の電子データ化や配布部数の見直しなどを積極的に進めることで、利便性の向上や紙資源の削減が図られることが期待される場所である。

議会基本条例に基づく取組は、議員提案条例に基づく基本計画について、必要に応じて常任委員会において集中審議を行うことで、これまで以上に議会の意見を基本計画に反映させるとともに、議会として議員提案条例に継続的に関わっていく仕組みを構築する道標が示されたといえる。

大学との連携については、全国的に見ても、都道府県議会が主体となって連携協定を締結している事例はまだ少なく、今後、包括連携協定の締結に向けて、必要な調整を行い、地域の大学との協定が締結された場合には、これまで以上に県民に開かれた議会となり、議会活動の充実化が図られるようになることが期待される。

今期の推進会議の検討項目については、ひととおりの方向性を示すことができたが、宮城県議会基本条例の理念等を踏まえつつ、今後も継続的に議会改革に取り組まなければならないことを申し添え、推進会議最終報告書の結びとする。

■ 宮城県議会議会改革推進会議運営要綱

(設置)

第一 議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行うため、宮城県議会に、議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第二 推進会議は、議員のうちから各会派の推薦を受けて議長が指名する委員をもって構成する。

(任期)

第三 委員の任期は、指名の日から翌年の最後に招集される定例会の開会の日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が指名されるまで在任する。

(委員長及び副委員長)

第四 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五 推進会議は、委員長が議長の承認を得て招集し、これを主宰する。ただし、委員の任期満了に伴う新たな委員の指名後、最初に開催される推進会議は、議長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により推進会議に出席できない場合は、その代理者を推進会議に出席させることができる。

(協議又は調整事項)

第六 推進会議は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

一 議会改革の推進に関する事項（議会運営委員会の担任事項を除く。）

二 その他委員長が必要と認める事項

(分科会等)

第七 議会改革の推進に関する基本的事項について円滑に協議又は調整するため、必要があるときは、推進会議に分科会等を置くことができる。

2 分科会等は委員長が指名する委員をもって構成する。

3 分科会等の名称、人数、協議又は調整事項等運営に必要な事項については、推進会議で定める。

(議長への報告)

第八 委員長は、推進会議を開催した都度、速やかに、推進会議の協議の経過及び結果を議長に報告するものとする。

(会議録)

第九 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議題及び議事の要旨
- 四 その他委員長が必要と認める事項

(委任)

第十 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成二十一年七月十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十二年六月三十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十四年三月十六日から施行し、改正後の宮城県議会議会改革推進会議運営要綱の規定は、この要綱の施行の際現に在任する宮城県議会議会改革推進会議委員の任期について適用する。

附 則

この要綱は、平成二十七年二月三日から施行する。

(参考)

■ これまでの議会改革に関する検討状況（平成7年以降）

	組織の 名称	組織の 性格	設置 期間	構成委員	検討事項	主な検討内容
1	議会改革 検討委員会	議長の諮問 機関 (設置要綱)	H7. 10～ H8. 12	各会派から 1名以上で、 10名以内	議会情報公開、 議会運営等に 関する諸事項 について	①情報公開要綱の制定(H9.4から情報 公開を実施) ②本会議の会議時間の変更 (午前10時から午後5時までとする。) ③本会議の応招議員に係る費用弁償 は、日額とし、土・日・祝は原則と して支給しないこととする。 ④県政調査費交付要綱の制定
2	地方分権 議会制度 対策特別 委員会	特別委員会 (法定)	H12. 7～ H13. 6	〈全会派 10人〉	地方分権及び 議会機能強化等 に関する諸施策 について	①議会事務局の組織改編 (調査課を政務調査課とし、政務調査課に 政策法令班を新設し、3班体制とする。) ②「宮城県議会における政務調査費の 交付に関する条例」の制定
3	議会改革 検討委員会	議長の諮問 機関 (設置要綱)	H13. 8～ H15. 3	〈全会派 9人〉	議会運営、議会 の経費節減等に ついて	①議員宿舍や議会バスの廃止等によ る議会の経費節減 ②議会広報テレビ番組の製作や、IT 化の一環として議会LANを構築 し、議会広報の充実等を図る。(経 費節減分を活用)
4	議会改革 推進会議	議員全員 参加の任意 検討機関 (規約)	H15. 10～ H19. 4	議員全員 63人	地方分権の推進 や分権時代にふ さわしい議会の あり方について	①一問一答方式の試行。対面演壇の導 入。 予算・決算特別委員会での説明用パ ネルの使用を認める。 ②事務局立法スタッフの増員を図る。 また、委員会で条例制定のために有 識者から意見を徴する場合の経費 を予算化する。 ③地方自治法の一部改正(H18.6公布。 改正内容:臨時会の招集請求権、委員会 制度に関する事項、専門的知見の活用 等)に応じた議会とする。
5	議会改革 推進調査 特別委員会	特別委員会 (法定)	H20. 7～ H21. 6	自民6人 改革2人 社民1人 公明1人	宮城県議会基本 条例の制定に 向けた検討	H21年6月定例会に宮城県議会基本条 例を提案し、全会一致で可決
6	議会改革 推進会議	「協議等 の場」 (運営要綱) ※議会基本 条例の制定 を受け、H21 年6月定例 会で自治法 の「協議等 の場」とし て設置	H21. 7～	～H23. 6 〈全会派 14人〉 H23. 12～ H27. 11 〈全会派※ 15人〉 ※1人会派を併せて 1会派とカウント H28. 3～ 〈全会派 14人〉	議会改革の推進 に関する事項 (議会運営委員 会の担任事項を 除く。)	○H21. 7～H25. 11 ・議会運営委員会と役割分担しなが ら、条例の具体化に向けた検討 ・議員提案条例の見直し、議員選出監 査委員に係る検討 ○H26. 2～H27. 11 ・宮城県議会震災記録誌(東日本大震 災の議会の対応記録並びに検証及び提 言)の作成 ・宮城県議会災害対応マニュアルの検討 ○H28. 3～H29. 2 ・政務活動費の在り方に係る検討 ○H29. 3～H29. 11 ・議会における住民参加(傍聴環境、県 民との意見交換会)に係る検討

■ 宮城県議会改革推進会議委員名簿

(委員任期：平成29年12月5日～平成30年11月26日)

自由民主党・県民会議

◎相 沢 光 哉

(※8月21日～委員長就任)

◎長谷川 洋 一

(～8月14日 委員辞任)

佐 藤 光 樹

佐々木 喜 藏

(8月17日～ 委員就任)

佐々木 幸 士

佐々木 賢 司

深 谷 晃 祐

みやぎ県民の声

○藤 原のりすけ

高 橋 啓

日本共産党宮城県会議員団

内 藤 隆 司

三 浦 一 敏

公明党県議団

横 山 のぼる

社民党県議団

岸 田 清 実

無所属の会

渡 辺 忠 悦

21世紀クラブ

吉 川 寛 康

(◎は委員長，○は副委員長)

■ 議会改革推進会議の検討経過

日付	内 容
平成29年 12月11日(月)	議会改革推進会議（1回目） ○正副委員長の互選（長谷川洋一委員長，藤原のりすけ副委員長） ○議会改革推進会議における検討項目について
平成30年 2月 6日(火)	議会改革推進会議（2回目） ○議会改革推進会議における今後の検討の進め方について
3月 2日(金)	議会改革推進会議（3回目） ○議会改革推進会議における今後の検討項目について
4月19日(木)	議会改革推進会議（4回目） ○議会改革推進会議における今後のスケジュールについて ○議会におけるICT活用の可能性について ○議会基本条例に基づく取組について
5月21日(月)	議会改革推進会議（5回目） ○議会におけるICT活用の可能性について
6月19日(火)	議会改革推進会議（6回目） ○議会におけるICT活用の可能性について ○議会基本条例に基づく取組について
7月 4日(火)	議会改革推進会議（7回目） ○議会におけるICT活用の可能性について ○議会基本条例に基づく取組について ○大学との連携について
7月20日(金)	議会改革推進会議（8回目） ○議会におけるICT活用の可能性について ○議会基本条例に基づく取組について ○大学との連携について
8月21日(火)	議会改革推進会議（9回目） ○委員長の互選（相沢光哉委員長） ○議会におけるICT活用の可能性について ○議会基本条例に基づく取組について ○大学との連携について

日付	内 容
平成30年 9月18日(火)	議会改革推進会議（10回目） ○議会におけるICT活用の可能性について ○議会基本条例に基づく取組について ○大学との連携について
10月 4日(木)	議会改革推進会議（11回目） ○議会におけるICT活用の可能性について ○議会基本条例に基づく取組について ○大学との連携について
10月18日(木)	議会改革推進会議（12回目） ○最終報告書案について（最終報告書の決定）
11月26日(月)	議会改革推進会議最終報告書提出 ○正副委員長から正副議長へ報告

■ 議会改革推進会議における検討項目

※ 内は今期の検討項目

1 議会の公開

- (1) 委員会の動画の公開
- (2) 議長選挙の過程の公開

2 議会における住民参加

- (1) 傍聴環境
- (2) 傍聴者数増加に向けた取組
- (3) 参考人及び公聴会制度の活用
- (4) 県民等との意見交換会
- (5) 政策提言等に係る関係機関との連携（大学との連携）
- (6) 県政課題等に係る自治体及び自治体議会との連携

3 議会の運営

- (1) 議会基本条例に基づく取組
- (2) 予算等審議体制
- (3) 委員会運営の充実
- (4) 議会におけるICT活用の可能性
- (5) 議会事務局機能の充実（強化）
- (6) 本会議での委員長報告の在り方
- (7) 議会調査機能の強化
- (8) 議会広報のあり方

4 その他

- (1) 旅費（応招旅費・出張旅費）のコスト削減
- (2) 議員海外調査費の廃止
- (3) 遠隔地出身議員の宿泊
- (4) 議員研修の充実化
- (5) 議会内設備の改善
- (6) 議会庁舎内の全面禁煙